

武蔵野市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

武蔵野市立老人デイサービスセンター条例（平成6年9月武蔵野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	字句の改正												
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）</td><td></td></tr><tr><td>武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター</td><td>武蔵野市緑町2丁目4番1号</td></tr></table>	名称		位置	武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）		武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター	武蔵野市緑町2丁目4番1号	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）</td><td></td></tr><tr><td>武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター</td><td>武蔵野市中町2丁目15番14号</td></tr></table>	名称	位置	武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）		武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター	武蔵野市中町2丁目15番14号
名称	位置													
武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）														
武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター	武蔵野市緑町2丁目4番1号													
名称	位置													
武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（略）														
武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター	武蔵野市中町2丁目15番14号													

付 則

この条例は、令和6年7月16日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市立高齢者総合センターの大規模改修工事による移転に伴い、所要の改正をするものである。